

平成 29 年度

財務部 重点施策・事業の進捗状況

(1) 公共施設マネジメントの推進

目標	今後老朽化が懸念される公共施設について「枚方市公共施設マネジメント推進計画」に基づき、機能の見直しや「更新」「統廃合」「長寿命化」などを計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な施設配置を実現できるよう、公共施設マネジメントを全庁横断的に推進します。
取り組み	平成 30 年度からの公共施設評価実施に向け、「施設カルテ」の作成と、施設の集約化や複合化などを適切に判断できるよう評価手法についての検討を進め、「公共施設評価基準」を作成します。

9 月末の  
進捗状況  
【○】

公共施設マネジメント推進委員会及び推進会議を計 5 回開催し、「施設カルテ（案）」と「施設評価基準（案）」を作成中。

(2) 新地方公会計制度の導入

目標	財政の透明性を高め、市の財政に関する市民への説明責任をより適切に図るため、国の示す統一的な基準による新たな公会計制度に基づく財務書類を作成します。新たな公会計制度は、複式簿記、発生主義により、現金支出を伴わないコストの把握や、ストック情報とフロー情報の両面を把握することが可能となります。今後、適切な資産管理、予算編成などに活用していく予定です。
取り組み	本市では、平成 28 年度において、平成 27 年度決算数値に基づく一般会計等の財務書類の作成を行いました。平成 29 年度においては、平成 28 年度決算数値に基づき、一般会計等財務書類に公営事業や、一部事務組合等の会計を連結した財務書類を作成します。

9 月末の  
進捗状況  
【○】

平成 28 年度決算数値に基づく一般会計等の財務書類を作成するとともに、連結財務書類の作成に向け、作業を行っている。

### (3) 未収金対策の強化

目標	市税については、これまで現年度課税分に重点を置いた徴収を行うことにより滞納繰越を防止する取り組みや、債権を中心とした厳格な滞納処分の執行等の取り組みにより、平成 27 年度に徴収率 97.9%を達成しました。今後も目標とする 98%の達成と、その後の維持向上に努めます。 税外債権については、平成 27 年度末において約 60 億円の未収金があり、その縮減に向けて債権回収条例を制定し、条例に基づく取り組みを進めます。
取り組み	市税の収入確保については、徴収率の向上を図る方策として、個人住民税における特別徴収の徹底について平成 30 年度からの特別徴収義務者の一斉指定に向け、予告通知を送付するとともに、これまで効果のあった取り組みを充実させ、滞納繰越額をさらに縮減させていきます。 税外債権については、債権管理の更なる明確化や統一基準として債権回収条例を制定し、適正で効率的な事務処理を行い、未収金回収強化の取り組みに努めます。

9 月末の 進捗状況 【○】	市税の収入確保については、平成 30 年度からの特別徴収義務者の一斉指定に向けて、ホームページ等での周知に努めるほか、これまでに効果のあった取り組みを充実させるなど、滞納繰越額の縮減に努めている。 税外債権については、9 月定例会議会において「枚方市債権管理及び回収に関する条例」が可決され、平成 30 年 4 月から施行する。
----------------------	---

### (4) ふるさと寄附金ワンストップ特例の対応

目標	平成 27 年の税制改正による、ふるさと寄附金にかかる特例控除額の拡充とワンストップ特例の創設に伴い、ふるさと寄附金は全国的に大幅に増加しており、ワンストップ特例申請について今後も増加が予想されることから、適正かつ効率的な事務執行を図ります。
取り組み	ワンストップ特例申請にかかる他自治体への寄附に伴う本市への通知は、平成 27 年約 6400 件、平成 28 年約 1 万件と増加しています。本市への寄附に伴う申請も、平成 27 年 3 件から、平成 28 年の返礼品開始により約 900 件と大幅に増加しています。今後とも増加が見込まれるため、特例申請の適用・非適用の確認も含め、迅速かつ適切に処理できるよう体制整備を図ります。

9 月末の 進捗状況 【○】	本市へのふるさと寄附金受入れに係る事務と本市納税義務者に対する寄附金税額控除に係る課税事務を区分し、前者については本市の魅力発信の観点から総合政策部に所管を移し、より効率的に市民からの問い合わせ等に対応できるよう体制整備を行った。
----------------------	---

### (5) 固定資産税の評価替え

目標	平成 30 年度は、土地・家屋について 3 年ごとに見直す評価替えの年度にあたるため、適正な評価替えに向けての準備を進めます。
取り組み	評価替えに伴い、固定資産評価事務取扱要領（土地編）、家屋評価マニュアルの改編・改正を行い、課内における研修等も行うことで担当職員全員が評価替えにかかる統一的基準の認識と手法等についての認識を共有し、適正な評価を行っていきます。

9 月末の  
進捗状況  
【○】

固定資産評価事務取扱要領（土地編）と家屋評価マニュアルについて、評価替えに伴う改正点の洗い出しを行った。